

中期目標に係る事業報告書

(平成18年度～平成22年度)

独立行政法人国立環境研究所

中期目標に係る事業報告書（平成18年度～平成22年度）目次

頁

第1. 目標の期間

第2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務

(1) 環境研究の戦略的な推進 1

(2) 研究の構成 6

(3) 研究の評価 9

2. 環境情報の収集・整理・提供に関する業務 11

3. 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進

(1) 研究成果の提供等 18

(2) 研究成果の活用促進 25

(3) 社会貢献の推進 27

(4) 環境政策立案への貢献 31

第3. 業務運営の効率化に関する事項

1. 戦略的かつ機動的な組織の編成 33

2. 人材の効率的な活用 36

3. 財務の効率化 42

4. 効率的な施設運用 45

5. 情報技術等を活用した業務の効率化 47

6. 業務における環境配慮 49

7. 業務運営の進行管理 54

第4. 財務内容の改善に関する事項 57

第5. その他業務運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する計画 61

2. 人事に関する計画 63

補足資料1 66

補足資料2 67

(参考) 事業実績の記載様式について

中期目標における記載内容を、事項の順に記載。

中期計画における記載内容を、事項の順に記載。

5年間の業務実績

当該事項に係る18年度～22年度における業務の実績を記載。

自己評価

国立環境研究所としての18年度～22年度の実績に関する自己評価と、今後の取組の方向等を記載。

第1 目標の期間

目標の期間は、平成18年度から22年度までの5年間とする。

第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 環境研究に関する業務

(1) 環境研究の戦略的な推進

- ① 我が国における環境研究の中核的機関として、国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的側面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」（平成18年3月、中央環境審議会答申）等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、上述のように、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。
- ② 予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。
- ③ 高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。具体的には、競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、所内においても、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度を引き続き実施するなど、意欲及び能力を向上させる研究環境を充実する。
- ④ 国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関（独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等）との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研究活動の国際化、環境技術の国際交流などに取り組む。第2期中期目標期間においては、研究協力協定等に基づく国際共同研究等の多様性を高め、第1期中期目標期間に比べて実施数を増加させることとする。

第1 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 環境研究に関する業務

(1) 環境研究の戦略的な推進

我が国における環境研究の中核的機関として、持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図るため、以下のように環境研究を戦略的に推進する。

- ① 国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的側面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むため、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、自ら主体的に関与することが求められる環境研究を選択し、重点的に取り組む。具体的には、環境基本計画、科学技術基本計画、「環境研究・技術開発の推進戦略について」(平成18年3月、中央環境審議会答申)等が推進を求めている分野及び環境省等の環境政策において求められている分野を踏まえ、持続可能な社会の実現を目指して、特に推進すべき4つのプログラムを選択し、資源を重点的に配分する。
- ② 予防的・予見的な観点から環境研究に取り組むことにより、新たに発生する重大な環境問題に対し、原因究明、対策立案等において科学的観点から迅速に貢献できるよう、先導的・基盤的研究について国内最上位の水準を保つよう努める。
- ③ 高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開するためには、あらゆる局面で競争原理が働き、個人及び研究グループの能力が最大限に発揮されるシステムを構築することが有効である。このため引き続き所内において切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成に努める。具体的には、競争的な外部研究資金を積極的に確保するほか、国環研内においても、所内公募と評価に基づき運営される所内公募研究制度を引き続き実施するなど、意欲及び能力を向上させる研究環境を充実する。
- ④ 国環研のリーダーシップにより、内外の環境分野の研究機関との連携・協力を推進する。国内においては、他の研究機関(独立行政法人、大学、地方自治体環境研究機関、民間企業等)との共同研究を通じて環境研究全体のレベルアップを図る。また、環境問題には国境がなく、その解決のためには国際的な取組が不可欠となることから、海外の研究者、研究機関及び国際研究プログラムとの積極的な連携を推進するとともに、国際的な環境問題に対応するための研究活動の国際化、環境技術の国際交流等に取り組む。特に我が国と密接な関係にあるアジア地域等において、国環研が中心となって環境研究の国際的な連携を確保する。具体的には、以下の取組を進める。

- ・ 海外の研究機関との研究を円滑に進める観点から、研究協力協定等に基づく国際共同研究等を推進することとし、第2期中期目標期間終了年度末の協定数を、第1期中期目標期間終了年度末の協定数から、1.5倍に増加させる。
- ・ 海外からの研究者・研修生の受入数について、第2期中期目標期間中の合計数を、第1期中期目標期間中の合計数から増加させる。
- ・ 国際機関・国際研究プログラムに積極的に参画し、国際的な環境研究の推進に貢献する。

5年間の業務実績

(1) 平成18年4月に「独立行政法人国立環境研究所憲章」を制定し、自らの理念、行動理念を明確にした。この憲章の下、我が国における環境研究の中核的機関として持続可能な社会の実現を目指し、学際的かつ総合的で質の高い環境研究を進め、環境政策への貢献を図るため、環境研究を戦略的に推進する体制を構築した。

具体的には、全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するため、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として4つの重点研究プログラムを設定し、資源を重点的に配分した。

また、長期的な視点に立って先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題、長期的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、8つの基盤的な調査・研究分野において、研究を推進し、国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の整備を行った。なお、基盤的な調査・研究分野については、研究の水準を保つため、外部研究評価において研究の質を評価軸とした評価を行い、高い評価結果を得た。

(2) 外部の競争的資金を積極的に確保して環境技術研究を推進したほか、所内公募研究制度を活用して先導的な研究の発掘・育成、競争的な環境下での基盤的研究を推進するなど、切磋琢磨して研究を実施する環境の醸成等に努めた。

(3) さらに、国内外の環境研究機関等との連携・協力を推進した。国内においては、企業、国立研究所・独立行政法人、地方環境研究所、大学等との間

で共同研究契約及び協力協定等を締結し、のべ184件の共同研究を実施したほか、企業等からの受託研究、研究奨励寄付金を受けるなどの連携強化を図った。人的交流としては、研究者が大学の客員教員・非常勤教員となるほか、大学から客員研究員や研究生の受入等を行った。また、環境関係の国立研究所・独立行政法人の連絡調整・情報交換の場として「環境研究機関連絡会」が設置されており、環境研究シンポジウムを共催するなど情報交換・発信に努めた。

海外においては、二国間の環境保護協力協定及び科学技術協力協定の枠組み等のもとで研究機関との連携を進め、国際共同研究を実施した。第1期中期目標期間終了年度末の協定数は、海外の機関との間で締結した文書に基づく共同研究等を含め48件であったのに対し、第2期中期目標期間終了年度末の協定数は同79件となり、目標を達成した。この他、21年1月に打ち上げられた温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT)のデータの校正、検証などのデータ質評価と、データ利用研究の促進を目的として行われた研究公募に係る共同研究協定は、平成22年度末で22カ国74件となっている。海外からの研究者・研修生の受入については、第1期中期目標期間中の合計数1,965名に対し、第2期中期目標期間中の合計数は2,281名となり、目標を達成した。国際的な事務局活動として、UNEP、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)、OECD等の国際機関の活動やGEOSS(全地球観測システム)10年実施計画等の国際研究プログラムに積極的に参画するとともに、AsiaFluxネットワーク、GIO(温室効果ガスインベントリオフィス)、GCP(グローバルカーボンプロジェクト:16年4月から)に関する活動等の取組を進めた。韓国国立環境科学院及び中国環境科学研究院とともに、3研究機関の機関長が協力して北東アジア地域の環境研究の推進を図ることとしており、毎年三カ国環境研究機関長会合(TPM)を持ち回りで開催している。

自己評価

研究業務の個々の成果概要については次項以降に詳述するが、第2期中期目標期間においては、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して集中的・融合的に取り組むべき課題に重点化して資源配分することで、国民の安全・安心への要求や国際社会への貢献に対する環境政策の着実な実施を科学的側面から支援するための調査・研究に継続的かつ機動的に取り組むことができた。

また、競争的な外部研究資金の確保に積極的努めたほか、所内公募研究制

度を継続するなど、競争原理を活用することにより、高い研究の質を確保し、創造的な研究活動を展開することができた。

さらに、共同研究等を通じて国内外の環境研究機関等との連携・協力を推進し、環境研究全体のレベルアップに資することができた。なお、海外との研究連携については、国際研究協力協定数及び海外研究者・研究生受入数のいずれも目標を達成するとともに、国際的なプログラムへの参画、ネットワークのフォーカルポイントを担うなど、中核的研究機関として一定の役割を果たせたものと考えている。

第3期中期目標期間においても、第2期中期目標期間における成果を踏まえ、国内外の連携強化を一層前進させるとともに、基礎研究から課題対応型研究まで一体的に、分野間連携を図りつつ、戦略的な環境研究の推進を図っていく。

(2) 研究の構成

第2期中期目標期間中に取り組むべき研究の構成は次のとおりとする。

① 重点研究プログラム

10年先の在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策立案に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下の4つの重点研究プログラムを設定する。各プログラムは別表に掲げる中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、それぞれの方向性、到達目標の達成を図る。

② 基盤的な調査・研究活動

長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るための基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発（以下、「基盤的な調査・研究」という。）を充実させる。具体的には、安全・安心・快適な社会環境の創造、化学分析の高度化、環境ストレスの健康影響評価とその手法、都市域から地球規模に至る大気環境の管理、流域圏の環境管理、生態系と生物多様性の保全・管理、地球環境の監視・観測手法及び資源循環・廃棄物対策に関する研究について、基盤的な調査・研究を環境政策との関連を明確にしながら推進する。

③ 知的研究基盤の整備

国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、地球環境の戦略的なモニタリングとデータベース構築、資源循環・廃棄物管理、環境リスクに関するデータベース等の作成、環境標準試料等の作製、環境試料の長期保存（スペシメンバンキング）、絶滅の危機に瀕する野生生物種の細胞・遺伝子の保存等により知的研究基盤の整備を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、研究所内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。さらに、我が国における環境測定等に関する標準機関（レファレンス・ラボラトリー）としての機能を強化する。

具体的には、第2期中期目標期間中に、環境微生物2000株（現在1600株）の保存、絶滅の危機に瀕する野生生物220種の体細胞、生殖細胞及び遺伝子の保存、絶滅の危機に瀕する水生植物30系統の保存を実施するとともに、3種類以上の環境試料の長期保存を新たに開始することを目指す。地球環境のモニタリングに関しては、第2期中期目標期間中に衛星による温室効果ガス・モニタリングデータの関係機関への提供開始を目指す。

(2) 研究の構成

中期目標の考え方を踏まえつつ、以下の研究より構成する。

① 重点研究プログラム

全地球的な環境の健全性を確保し、持続可能な社会を構築するために、10年先に在るべき環境や社会の姿及び課題を見越して、環境政策に資するため、国環研が集中的・融合的に取り組むべき研究課題として、以下の4つの重点研究プログラムを設定する。各プログラムは、中核研究プロジェクトを中心に重点的に予算と研究者の配分を行い、別表1のとおり設定した中核研究プロジェクトの方向性、到達目標の達成を図る。これらのほか、重点研究プログラムと関連する関連研究プロジェクト(別表2)及び重点研究プログラムにおけるその他の活動(別表3)を実施する。

② 基盤的な調査・研究活動

長期的な視点に立って、先見的な環境研究に取り組むとともに、新たに発生する重大な環境問題及び長期的、予見的・予防的に対応すべき環境問題に対応するため、環境研究の基盤となる研究及び国環研の研究能力の向上を図るため、以下の基盤的な調査・研究、創造的・先導的な研究及び手法開発(以下、「基盤的な調査・研究」という。主な調査・研究活動は別表4を参照。)を推進する。

③ 知的研究基盤の整備

国環研内外の様々な研究の効率的な実施及び研究ネットワークの形成に資するため、以下のような知的研究基盤の整備(別表5)を行う。これらの知的研究基盤については、可能な範囲で、国環研内外の関係機関を始めとして、広く一般の利用に供する。また、地球環境のモニタリングに関しては、第2期期間中に衛星による温室効果ガス・モニタリングデータの関係機関への提供開始を目指す。

5年間の業務実績

重点研究プログラム、基盤的な調査・研究活動、知的研究基盤の整備の各課題については、中期計画で示された研究の方法に沿って、それぞれ実施した。各研究成果の概要については、資料1～3のとおりである。

23年3月に開催された外部研究評価委員会での第2期中期目標期間(18～22年度)の事後評価は、以下のとおり5点満点で、平均評点が4.1～4.7点であり、高い評価が得られたと考えている。

	5	4	3	2	1	評価 人数	平均点
地球温暖化研究プログラム	8	11	0	0	0	19	4.4
循環型社会研究プログラム	12	7	0	0	0	19	4.6
環境リスク研究プログラム	4	14	1	0	0	19	4.2
アジア自然共生研究プログラム	8	10	1	0	0	19	4.4
基盤的な調査・研究活動(全 研究分野一括)	5	14	0	0	0	19	4.3
スペシメンバンキング、レ ファレンスラボ、細胞・遺 伝子保存	2	17	0	0	0	19	4.1
地球環境モニタリング等	13	6	0	0	0	19	4.7

自己評価

中期計画で示された研究の方向に沿って、中期計画で示された到達目標を着実に達成し、質の高い研究成果を得ることができたと考えている。

外部研究評価の結果も全体として高い評価を得ており、中期計画で示された到達目標を着実に達成し、質の高い成果を得ることができたと考えている。

(3) 研究の評価

研究成果を適切に評価することは、国民に対する説明責任を果たすためだけでなく、研究の重点的・効率的な推進及び質の向上、研究者の意欲の向上、環境政策への的確な貢献等を図る上で極めて重要である。また、評価結果を適切に予算、人材等の配分にフィードバックすることにより、研究を更に重点的・効率的に行うことにつなげるという好循環を生起させる。このため、

- ・ 研究所内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。
- ・ 評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。
- ・ 個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果（アウトプット）とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果（アウトカム）についても評価する。
- ・ 評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。

(3) 研究成果の評価・反映

研究課題について、研究評価を実施するための要領を作成し、これに基づき国環研内及び外部専門家による評価を行い、その結果を研究活動に適切にフィードバックする。

具体的には、以下のとおり研究評価を実施する。

- ・ 国環研内の評価のほか、外部専門家を評価者として選任し、評価方法を定めた実施要領に基づいて適正に外部研究評価を実施し、その結果を公表する。
- ・ 評価結果を、研究資源の配分等業務運営に的確に反映させる。
- ・ 個別の研究課題の評価は、研究の直接の結果（アウトプット）とともに、国内外の環境政策への反映、環境研究への科学的貢献等、得るべき成果（アウトカム）についても評価する。

・ 評価の方法に関しては、①科学的、学術的な観点、②環境問題の解明・解決への貢献度、③環境行政や国際的な貢献度等の観点から、合理的な指標を定め、各業務を総合的に評価する方法を設定する。また、基盤的な調査・研究においても、上記の観点から、国環研の役割を明確にして、客観性のある方法で評価を行い、結果を公表する。

5年間の業務実績

中期計画に従い、独立行政法人国立環境研究所研究評価実施要領及び大綱的指針に基づき、内部研究評価及び外部専門家による外部研究評価を行った。重点研究プログラム、中核プロジェクト、基盤的な調査・研究活動、知的研究基盤の整備事業の評価、並びに特別研究の事後評価については、外部研究評価委員会で評価を行い、その評価結果については公表した。特別研究の事前評価および奨励研究の事前・事後評価については所内に設置した研究評価委員会で評価を行った。なお20年の大綱的指針の改訂に従い、重点研究プログラム等の終了時の評価及び第3期に実施する研究課題の事前評価を実施した。

自己評価

研究所内で実施される研究課題に対し、内部研究評価と外部研究評価を適切、且つ、効率的に組み合わせて実施することができたと考える。

第3期においては、第2期に実施された重点研究プログラムの追跡評価の実施やさらなる効率的・効果的な研究評価となるよう努めていく。

2. 環境情報の収集・整理・提供に関する業務

環境研究に関する情報、環境行政に関する情報その他の環境に関する国内外の情報を収集・整理し、国民に分かりやすく伝えるため、国内外の関係機関等との連携を確保しつつ、国環研の研究体制及び業務の充実を図る。

具体的には、インターネット等を介した総合的な環境情報提供システムの運用を引き続き行うとともに、その充実を図る。また、環境研究・環境技術に関する情報についてもインターネット等を介した提供を行う。さらに、環境の状況を正確かつ分かりやすく提供するため、環境数値データベースの整備を進めるとともに、環境の状況を目に見える形で提供することが可能な環境国勢データ地理情報システム（環境GIS）を引き続き構築し、インターネット等を介して広く国民に提供する。なお、これらの情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努める。

これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数（ページビュー）が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。

2. 環境情報の収集、整理及び提供に関する業務

国民及び事業者の環境問題に関する理解を深め、自発的な環境保全活動等を促進する上で、環境に関する正確な情報の提供は不可欠である。このため、国内・国外の環境情報を体系的に収集・整理し、インターネット等を通じて、できるだけ分かりやすく提供する。なお、情報の提供に当たっては、利用者との双方向的コミュニケーションの充実に努めることとする。

本業務の目標を次のとおり設定し、予算の重点配分等により、その達成を図る。

（1）環境に関する総合的な情報の提供

国民の環境保全活動の推進等のため、様々なセクターが提供する環境情報を収集し、インターネット等を通じてそれらを広く案内・提供する。このため、環境情報のポータルサイト（総合案内所）を目指したホームページを整備・運用する。提供情報が正確で分かりやすく有用なものとなるよう、利用者のニーズの把握、必要な情報素材の効率的な収集、収集した情報素材の適切な整理・加工等に努める。また、環境問題に関する質問とその回答、環境問題に関するイベント情報の提供等利用者同士の交流の場としての活用がより充実するよう、適宜、ホームページの機能追加等を行う。これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数（ページ

ビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。

5年間の業務実績

「EICネット」(～平成19年9月)、「環境研究技術ポータルサイト」(平成19年10月～平成22年6月)及び同サイトの発展型である「環境展望台」(平成22年7月～)の運用を通じ、環境研究・環境技術に関する情報、環境の状況に関する情報、ニュース・イベント情報等の環境情報の提供を行ってきた。

最新の環境展望台では、利用者が、様々な環境情報の中から必要な情報にたどり着きやすいように、「情報源情報(メタデータ)」と「検索システム」を備え、以下のコンテンツを公開しており、平成22年度の利用件数(ページビュー)は約76万件であった。

- ・ ニュース・イベント 国内・海外ニュース、イベント情報
- ・ 研究・技術 環境研究・環境技術に関する情報
- ・ 政策・法令 環境政策・環境法令に関する情報
- ・ 環境学習 環境学習に役立つ情報
- ・ 環境GIS 環境の状況、環境指標・統計等に関する情報
- ・ 検索・ナビ 様々な環境情報の検索サービス

自己評価

平成17年度と平成22年度では、利用件数(ページビュー)の集計方法が異なることから、それぞれの方法(注1)で利用件数を算出したものが下表である。いずれの方法でも平成22年度利用件数は平成17年度のそれより減少しており、目標の達成には至らなかった(注2)。

		利用件数	
		平成17年度	平成22年度
集計方法	平成17年度の方法	約4,458万件	約1,592万件
	平成22年度の方法	約1,679万件	約76万件

平成19年度まで運営していた、「E I Cネット」は、環境情報の提供とともに、環境に関する市民の情報交流の場を提供してきた。E I Cネットは、平成8年からの蓄積があり、サイトへの書き込み参加が可能な会員数が平成17年度末に12,800人を超えるなど認知度が高く、利用件数も多かった。

しかしながら、インターネット環境の進展等に伴い、民間独自のホームページ等を通じた交流も極めて活発化し、多様な取り組みがなされてきた状況等を踏まえ、民間における環境情報の交流については、民間の多様な取り組みに委ねることとし、国環研からの情報発信は、環境研究・技術、環境の状況等に重点化することとした。

このため、平成19年9月末をもって「E I Cネット」の国環研としての運用を取りやめ、新たに同年10月より、「環境研究技術ポータルサイト」を構築し、運用を開始した。なお、「E I Cネット」は、引き続き（財）環境情報普及センターが独自に運営を行っている。

平成17年度からの利用件数が減少したのは、上記のとおり、民間における環境情報の交流を民間の多様な取り組みに委ねることとしたこと、「E I Cネット」に替えて公開した「環境研究技術ポータルサイト」及びその発展型である「環境展望台」を公開してから間もないことから、認知度の点において「E I Cネット」に及ばなかったことが原因と考えている。ただし、「環境展望台」においては、コンテンツの充実や普及活動等を通じ、着実にその利用件数が増加しており、平成22年度は平成20年度に比べて1.7倍の増となっている。

今後とも、利用者のニーズを踏まえてコンテンツの更なる充実を図ることはもとより、イベントを利用した普及活動等を通じ、その認知度を高め、利用者の増加に努めていく。

（注1）平成17年度及び平成22年度の集計方法については、巻末補足資料1を参照。

（注2）目標達成状況の詳細については、巻末補足資料2を参照。

(2) 環境研究・環境技術に関する情報の提供

環境保全に貢献する技術の普及に資するため、環境保全に関する研究及び技術開発に係る情報を収集・整理しインターネットを通じて提供するホームページを整備・運用する。このホームページの中心的なコンテンツとして、環境技術の開発状況等に関する最新ニュース及び先端的技術の分かりやすい解説を掲載するほか、環境研究・環境技術に関するできるだけ幅広い情報を利用しやすい形で提供できるよう努める。なお、国環研の研究に関する情報の提供については、下記3の(1)による。

これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数(ページビュー)が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。

5年間の業務実績

環境研究・環境技術に関する情報については、E I Cネット内の「環境技術情報ネットワーク」(~平成19年9月)、環境研究技術ポータルサイト(平成19年10月~平成22年6月)及び環境展望台(平成22年7月~)を通じて提供してきた。最新の環境展望台では、環境研究・環境技術に関する情報を、「ニュース・イベント」及び「研究・技術」のコンテンツとして再編・充実させ、公開している。平成22年度の利用件数(ページビュー)は約49万2千件であった。

自己評価

平成17年度と平成22年度では、利用件数(ページビュー)の集計方法が異なることから、それぞれの方法で利用件数を算出したのが下表である。

いずれの方法でも、平成22年度の利用件数は平成17年度のその1.5倍を超えており、目標は達成したものと考えている。

		利用件数	
		平成17年度	平成22年度
集計方法	平成17年度の方法	約65万件	約404万件
	平成22年度の方法	約22万件	約49万2千件

今後とも、利用者のニーズに沿ったコンテンツの更なる充実を図るほか、イベントを利用した普及活動等を通じ、その認知度を高め、利用者の増加に努めていく。

(3) 環境の状況等に関する情報の提供

我が国の大気汚染、水質汚濁等の環境の状況に関する基本的なデータについて、データベース化を進めるとともに、それらを地図やグラフの形で分かりやすく表示する環境国勢データ地理情報システム（環境GIS）の整備・運用を行う。環境GISの整備・運用に当たっては、利用者のニーズや使いやすさを考慮したコンテンツの拡充、機能強化等に努める。

また、環境GISの基盤を活用するなどして、環境省等他機関の情報提供システムの開発・運用に係る受託・請負業務を行う。

これらにより、第2期中期目標期間終了年度における関連ホームページの利用件数（ページビュー）が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。

5年間の業務実績

大気汚染、水質汚濁等のデータを継続的にデータベースに収録するとともに、環境GISを通じ、環境の状況等に関する情報の提供を行った。また、平成18年度以降、以下のとおり、逐次提供コンテンツの充実を図った。

環境GISに搭載した新規コンテンツ	年 度
1. 生活環境情報サイト	平成18年度
2. 測定地点検索	平成19年度
3. 大気汚染予測システム	平成20年度
4. 東アジアの広域大気汚染マップ	平成20年度
5. 自動車CO ₂ 排出量マップ	平成21年度
6. 酸性雨調査	平成22年度

環境GISについては、利用者にとって見やすく、使いやすいホームページにするため、平成19年度にサイトのリニューアルを行い、平成22年度には環境展望台に発展的に統合した。

環境GISの基盤を活用した環境省からの受託、請負業務として「有害大気汚染物質調査」、「全国自動車交通騒音調査」及び「ダイオキシン類調査」に係るサイトの管理運用を行った。また、「生活環境情報総合管理システム」の開発・運用の請負業務では平成18年度に「生活環境情報サイト」を作成した。

自己評価

環境の状況に関するデータの充実や新たなコンテンツの拡充・公開などにより、平成22年度の利用件数は約481万件となり、目標を達成することができた。

引き続き、利用者のニーズに沿った情報の整備・充実を図るほか、見やすさ、使いやすさを考慮したサイトの改善、機能強化等に努めていく。

3. 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進

(1) 研究成果の提供等

環境問題に関する科学的理解と研究活動についての国民の理解の向上を図るため、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、専門的知識を持たない主体に対しても、分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能（翻訳・解説機能）の強化に努める。

国環研の広報にあたっては、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。

具体的には、調査・研究の成果を

- ・ 研究所年報の発行（会計年度終了後概ね3ヶ月以内）
- ・ 研究成果報告書の発行（研究終了後概ね6ヶ月以内）

等により公開・提供するほか、広報誌やインターネットを介して国民に分かりやすい形で広く普及する。

また、個別の研究成果については、学会誌、専門誌等での誌上発表や、関連学会、ワークショップ等での口頭発表等を通じて普及を図ることとし、国環研全体として、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。

3. 研究成果の積極的な発信と社会貢献の推進

(1) 研究成果の提供等

市民の環境保全への関心を高め、環境問題に関する科学的理解と研究活動の理解の増進を図るため、プレスリリースや公開シンポジウム等を通じ、研究活動・研究成果の積極的な発信に努める。その際、環境研究の専門的知識を持たない主体に対しても、研究成果やその活用可能性を分かりやすく正確に説明できるよう、インタープリテーション機能（翻訳・解説機能）の強化に努める。

国環研の広報にあたっては、職員の意識向上を図るとともに、年度ごとに広報計画を策定し、種々の広報手段を用いて様々な主体のニーズに応じた情報を適切に提供する。さらに、地域社会に根ざした法人としての役割と責任を踏まえた広報活動にも心がける。これらの広報活動については、外部専門家の意見も聴取しつつ、より効果的なものとなるように努める。

具体的には、以下により研究活動・研究成果に関する情報を幅広く提供す

る。

① マスメディアやインターネットを通じた情報の提供

ア. 研究活動・研究成果に関する正確で、新鮮かつ興味深い情報をマスメディア（プレスリリース）、インターネット等を通じて積極的に発信する。（具体的には、第2期中期目標期間中のプレスリリース件数の合計数を、第1期中期目標期間中の2倍にするとともに、第2期中期目標期間終了年度における国環研ホームページの利用件数（ページビュー）が、第1期中期目標期間終了年度に比べ5割以上の増加となることを目指す。）

イ. インターネットの特性を活かし、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努める。

ウ. ホームページから研究者向けの有用なデータ等をダウンロードできる機能を充実し、幅広い主体への研究成果の普及を念頭に置いたコンテンツ作成を行う。

エ. 収集データを分かりやすく解析・加工したコンテンツ、社会的に関心の高いテーマについて、研究成果等を踏まえ、分かりやすく解説するコンテンツ、子ども向けのコンテンツ等の拡充を進める。

5年間の業務実績

第2期目標期間中は、プレスリリースが年間平均37件となった。また、その内容についても、イベント等の開催案内だけでなく研究成果の発信を重視し、内容の充実を図ることが出来た。さらに研究成果をマスメディアに理解してもらうよう勉強会等の開催を行うなど積極的な広報活動を行った結果、当研究所の研究内容が、テレビ、新聞等において多数報道された。

年 度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
プレスリリース	34	30	40	42	37
テレビ等	53	144	82	94	88
新 聞	197	474	468	476	374

第2期中期目標期間においては、平成18年度に、アクセシビリティ向上を目的とした研究所ホームページデザインの全面的なリニューアルを実施したことをはじめ、毎年度、新規コンテンツを掲載し、また、既存コンテンツについても適宜更新を行うことにより、研究成果の幅広い普及に寄与しているものと考えている。中でも「研究への取り組み」や「ビデオライブラリー」といったコン

テンツを通じて、研究所の活動内容をより分かりやすく提供するとともに、新着情報のメール配信サービスを開始し、利用者との双方向的な情報交換にも留意した迅速かつ頻繁な情報提供に努めた。

研究成果等として下表のとおりデータベース等を提供したほか、年報、研究報告書、環境儀等の刊行物についても、ホームページ上から閲覧及びダウンロードできるようにした。

年度	ホームページから新たに公開を開始した主なコンテンツ
18年度	国立環境研究所ホームページ（リニューアル版）、地球温暖化プログラム、プラスチックと容器包装のリサイクルデータ集等15件
19年度	トキシコゲノミクスサイト、実験水生生物の分譲、生態毒性予測システム、環境研究技術ポータルサイト、りすく村Meiのひろば等11件
20年度	GOSATホームページ、持続可能性指標データベース、化学物質データベース、筑波研究学園都市の景観変化、STOP THE 温暖化2008等24件
21年度	気候変動政策の米・欧・露・中・印 比較研究プロジェクト、曝露評価関連モデル&ツール、製品使用年数データベース等13件
22年度	環境展望台、熱中症患者速報（英語版）、S-8温暖化影響評価・適応政策に関する総合的研究、侵入生物データベース（改訂版）、等6件

なお、研究所ホームページの利用（ページビュー）件数は、下表のとおり。

年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
年間 総件数	約 3,125 万件	約 2,938 万件	約 2,795 万件	約 2,812 万件	約 3,172 万件

自己評価

プレスリリースに関しては平成13年度から17年度までの年間平均件数である15件と比較して2.5倍となり目標を達成することができた。またマスメディアを通じた情報発信については、勉強会等の開催した結果、テレビ、新聞等に多数記事として取り上げられたことにも繋がり、幅広く研究成果を普及することができたと考えており、今後ともより一層の普及に努める。

研究所ホームページへの利用件数については、第2期中期目標期間中毎年約3,000万件の利用があったものの、第2期中期目標期間終了年度（平成22年度）の利用件数は、第1期中期目標期間終了年度（平成17年度）に比べて約3割増加したものの、目標（5割以上増加）の達成には至らなかった。

今後、国立環境研究所ホームページについて、サイトの構成、デザイン等の改訂を行い、わかりやすさ、利用のしやすさの向上を図るとともに、イベントなどを利用した普及活動等を通じ更なる認知度の向上に努めていく。

② 刊行物等を通じた研究成果の普及

対象に応じた刊行物、パンフレット等を作成し、研究活動・研究成果の解説・普及に努める。

ア. 研究報告、特別研究報告、業務報告

イ. 年報（日本語版・英語版）

ウ. 最新の研究成果を分かりやすく解説した研究情報誌「環境儀」（年4回）、
「国立環境研究所ニュース」（年6回）等

エ. 各種パンフレット・ニュースレター

5年間の業務実績

研究報告、年報等については、中期目標及び計画に従い、着実に刊行し、関係機関等に配布した。また、わかりやすい研究成果報告書として刊行している研究情報誌「環境儀」を22年度までに20号から40号を刊行し、関係機関等に配布した。

なお、これらの刊行物については、国立環境研究所ホームページに掲載し、閲覧・ダウンロードできるようにしている。

自己評価

研究報告等の刊行物については、当初予定どおり、刊行・配布を行うことができた。今後も、広報内容と利用者のニーズを考慮し、また、刊行物以外の広報媒体の特性を生かしつつ、研究活動・研究成果等の分かりやすい紹介・普及に努めていく。

③ 発表論文、誌上発表及び口頭発表の推進

個別の研究成果の発表について、論文の質も考慮しつつ、第2期中期目標期間中の査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる。

5年間の業務実績

第2期中期目標期間の実績は、「査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数を、それぞれ第1期中期目標期間中の合計数より増加させる」という目標を上回ることができた。

査読付き発表論文数：1,735件（1期）→2,169件（2期）、

25.0%増、

誌上発表件数：2,899件→3,170件、9.35%増、

口頭発表件数：5,317件→6,339件、19.2%増）。

○ 誌上・口頭発表の年度毎の実績

	誌上発表件数				口頭発表件数		
	和文	欧文	その他	計	国内	国外	計
18年度	256 (87)	324 (305)	7 (5)	587 (397)	852	262	1,114
19年度	278 (153)	278 (261)	9 (7)	565 (421)	811	305	1,116
20年度	276 (104)	331 (292)	12 (12)	619 (408)	917	321	1,238
21年度	303 (100)	388 (350)	8 (8)	699 (458)	1,097	352	1,449
22年度	282 (115)	410 (363)	8 (7)	700 (485)	1,040	382	1,422

（注1） 誌上発表件数の（ ）内の件数は、査読ありの件数

（注2） その他とは、和文、欧文以外の誌上発表

○ 第1期との比較

	誌上発表件数				口頭発表件数		
	和文	欧文	その他	計	国内	国外	計
第1期 (13-17 年度)	1,437 (482)	1,448 (1,240)	14 (13)	2,899 (1,735)	4,251	1,066	5,317
第2期 (18-22 年度)	1,395 (559)	1,731 (1,571)	44 (39)	3,170 (2,169)	4,717	1,622	6,339

(注1) 誌上発表件数の()内の件数は、査読ありの件数

(注2) その他とは、和文、欧文以外の誌上発表

自己評価

査読付き発表論文数、誌上発表件数及び口頭発表件数は、中期計画の目標を十分に達成することができた。次期中期目標期間においても、引き続き、論文の質も考慮しつつ、積極的に研究成果を発表していく。

(2) 研究成果の活用促進

産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。また、知的財産に係る管理機能を強化し、知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。

(2) 研究成果の活用促進

産学官交流の促進等を通じて、研究成果の活用促進に努める。また、知的財産に係る管理機能を強化し、知的財産の創出及び適正な管理の充実を図り、研究成果を社会に移転させる取組を推進する。

5年間の業務実績

知的財産権の獲得については、「独立行政法人国立環境研究所職務発明規程」に基づき、専門家による特許相談会の開催、法律特許事務所との顧問契約の締結など知的財産権取得への支援策を充実させた。その結果、保有する知的財産権は、22年度末現在で、国内及び外国特許29件、実用新案0件、意匠権3件、商標権1件となっている。

産業界との交流の分野では、第2.1.(1)で記したとおり、企業との連携拡充に努めてきており、22年度末現在で、11件の共同研究契約を締結している。

また、後述のとおり、国の審議会等への参画、各種委員会で指導的役割を果たすことなどを通じ、研究所の科学的知見を環境政策の検討に活かすよう努めており、当研究所の研究成果は各種の制度改正、基準設定、基本計画の策定等へと反映されてきている。こうした国内政策分野での研究成果の活用に加え、IPCCやOECDなどの国際的なプログラム・機関への参画を通じた貢献も行った。

自己評価

知的財産権の獲得や産業界との交流については、当研究所ではこれまで必ずしも多くの蓄積を有してはいなかったが、関係する諸規程の整備の検討や実績を積む中で、所内の関心は徐々に高まりつつあり、知的財産権の分野では、特許の実施許諾契約の締結により実用化に向けた具体的な成果をあげるとともに、産業界との交流に関しては、毎年度、共同研究を着実に進めてきている。こう

した点に加え、(4)に示すとおり政策立案等への研究成果の反映の面でも大きな実績をあげていることから、研究成果の活用促進については、中期計画の目標を達成することができたと考えている。

第3期中期目標期間においては、これまでの実績を踏まえつつ、研究業務を通じて得られたノウハウなども含む知的財産の保護の検討、企業との共同研究の展開、国内外の政策等への反映などの分野で研究成果の一層の活用に努める。

(3) 社会貢献の推進

国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には成果発表会・公開シンポジウムの開催（年1回以上）、一般の国民を対象とした見学会の積極的な実施と対応及び普及啓発、並びに各種のシンポジウム、ワークショップ等の実施や参画を通じた成果の分かりやすい説明及び環境教育活動への取組を一層進める。

(3) 社会貢献の推進

国環研の研究成果の国民への普及・還元を通じて、社会に貢献するよう努める。具体的には、以下の取組を推進する。

① 研究成果の国民への普及・還元

環境問題に対して、科学的に解明されている範囲を分かりやすく説明することにより社会における情報不足に対する不安を取り除くとともに、現状で最良と考えられる解決策を提示する。

ア. 公開シンポジウム(研究成果発表会)、研究施設公開の実施

公開シンポジウムと研究施設公開を実施し、最新の研究成果について、研究者から直接市民にメッセージを発信する(年間各2回実施)。

イ. 各種イベント、プログラムへの参画

(ア) シンポジウム、ワークショップ等の開催又はそれらへの参加に努める。

(イ) 若い世代に環境研究の面白さを伝えるための各種プログラムに積極的に参画する。

(ウ) 環境省とも連携し、環境保全を広く国民に訴えるイベントに積極的に参画する。

ウ. 研究所視察者・見学者の対応

(ア) つくば本部内の見学コースを設置し、増大する見学対応の要望にこたえる。

(イ) 常設展示室等を含め、国環研来所者に対する研究成果の解説手法の充実を更に検討する。

5年間の業務実績

(1) 研究所の研究成果を公開シンポジウムの開催等を通じて、わかりやすく国民への普及・還元を図った。

具体的には、公開シンポジウムは毎年6月に、東京と京都で開催しているが、20年度においては環境・気候変動が議題の一つになった洞爺湖サミット開催地である北海道（札幌）で時期に見合った場所での開催や、当日の様子をビデオ配信するなど、多くの国民が研究所の研究成果に関心を持ってもらえるよう工夫した。またシンポジウム参加者にアンケートを実施し、次のプログラム構成に活かすとともに、講演に用いた資料等については、ホームページに掲載するなど、フォローアップも行った。

研究施設公開に関しては、4月と7月での公開の内容を変えることを試みた。具体的には4月の公開は高校生以上を対象とした講演会や研究紹介等を中心に行い、7月の公開は子どもから大人までの全てを対象に、講演や研究施設の説明だけでなく体験型イベントや環境学習的な展示等、研究所の全ユニットをあげた公開を行った。また、今まで以上に公共交通機関を利用した来所を推進するため、駅からの無料バス等の運行の強化を行った。

(2) 各種のイベント、プログラムへの参加に関しては、国立環境研究所セミナーin 沖縄を、那覇において開催し、沖縄地域においても研究成果の普及に努めるとともに、その他のシンポジウム、ワークショップについても主催、参加を積極的に行った。

また、つくば市が主催し、主に小中学生を対象とした、つくば科学フェスティバルや環境省が主催するエコライフフェア等へも参加しており、広く国民への研究成果の普及に努めた。

(3) 見学者の受け入れについては、できるだけ多くのニーズに対応するとともに、対応者の負担軽減を図り、より一層の効率化を進めるために、パネル等の展示スペースの設置、施設見学のパンフレット、DVD、パネル、展示物等の整備、改善を進めた。

自己評価

公開シンポジウムについては、毎年、東京及び京都（札幌）の2ヶ所で開催し、毎年平均800名程度の参加申込があり、高い関心が示されるとともに、講演内容についても高い評価が得られた。

研究施設公開については、関係機関への協力依頼、マスメディアへの積極的なPR等、事前の広報活動を強化するとともに、4月と7月での公開の内容を変えることにより、関心層の明確化を図った公開を行い、多くの市民に目的意

識をもって来場してもらうことができた。また無料送迎バスや公共交通機関を利用した来所の周知徹底を図ることにより、環境に配慮したイベントとして、大きな成果をあげたと考えている。

各種イベントへの参画についても、研究成果を多くの機会に知ってもらうことができ、広く国民へ普及ができたと考えている。

見学者については、事前に関心のある施設、研究内容を聴取し、目的意識を持って研究施設等、実際に見てもらうことにより、より研究活動内容の理解度を深めてもらうことに努め、研究成果の普及に成果があったと考えている。

このように、研究成果の普及・還元については、順調に進展しており、中期計画の目標を達成することができたと考えている。

第3期中期目標期間においても、公開シンポジウム、一般公開等を通じて、研究所の研究成果を分かりやすい言葉を用いて国民に伝えるよう努める。

② 環境教育及び環境保全の取組の推進

ア. 環境問題の解決のためには、社会構造やライフスタイルの変革等市民の具体的な行動に結びつけることが重要であることから、第1の2の環境情報の提供のほか、積極的な啓発活動・環境教育に取り組む。

イ. 環境問題に取り組む市民やNGO等に対して、適切な助言を行うほか、必要に応じて共同研究を実施すること等により一層の連携を図り、地域や社会における環境問題の解決に貢献する。

5年間の業務実績

高校生など次代を担う青少年を対象に、環境保全に関する普及・啓発・教育を目的として、サイエンスキャンプ等の教育プログラム等に積極的に参画した。

また、要請に応じて研究者を講師として派遣して環境保全に関する講義を行い、つくば市が主催する、つくば科学出前レクチャーをはじめとして環境保全活動を行う市民等を支援した。

自己評価

サイエンスキャンプ、茨城県の理数博士教室の実施、おもしろ理科先生等への講師派遣など積極的に協力・活動を行うことができたと考えている。

第3期中期目標期間においても、様々な主体とのコミュニケーションを拡充し、環境保全に関する普及・啓発、環境教育に努めていく。

(4) 環境政策立案への貢献

環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。

(4) 環境政策立案への貢献

環境省等が開催する各種会議への参画等を通じて、国環研の研究成果が環境政策立案に貢献するように努める。具体的には、各種審議会等に委員として参加する職員について、第2期中期目標期間中の延べ人数を、第1期中期目標期間中の延べ人数より増加させ、研究成果の環境政策への反映に努める。また、環境分野に関連する科学技術等の政策立案についても、関係審議会等への参画を通じて幅広く貢献する。

5年間の業務実績

政策貢献の状況について、まず、国の審議会等への職員の参加人数を指標としてみると、第2期中期目標期間中における国への審議会、検討会、委員会等への職員の参加延べ人数は3128人であり、第1期中期目標期間中の参加延べ人数の2452人を超えており、目標を達成している。

	第1期 目標 期間中	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	第2期 目標 期間中
審議会等 への参加 人数	2452 人	514 人	612 人	656 人	661 人	685 人	3128 人

第2期における具体的な研究成果の環境政策への主な貢献事例は、資料4のとおりである。4つの重点研究プログラムをはじめとした国環研の研究成果や知見を提示することにより、

- ・ 温室効果ガス排出量削減の中期目標の設定、
- ・ 温暖化リスク評価に関するIPCCの活動への貢献、
- ・ 物質フロー分析の指標・目標設定への活用、

- ・ プラスチック製容器包装に係る環境負荷分析やリサイクル制度の運用改善、
- ・ 廃棄物中のアスベスト、PCB、ダイオキシン等試験法の公定法化
- ・ 大気中のPM2.5の環境基準設定など、大気・水質に係る環境基準の見直し、
- ・ 1,2-ジクロロエタンの大気環境指針値の設定、
- ・ 特定外来生物の指定

などへの貢献が行われた。

このほか、22年度からは、環境省の策定した基本計画に基づき、「子どもの健康と環境に関する全国調査」のコアセンターとしての体制、機能の整備を進め、調査対象者のリクルートを開始した。また、東日本大震災に伴う災害廃棄物の処理については、関係研究者・専門家によるネットワークの中核として、環境省や関係自治体の対応を技術面から支援している。

自己評価

各種審議会等への参画数で目標を達成するとともに、4つの重点研究プログラムをはじめとした国環研の研究成果や知見を提示することにより、環境政策の立案等に積極的な貢献を果たせたものと考えている。

第3期中期計画期間においても、政策貢献型の研究機関として、研究成果と政策貢献の関係を把握・評価しつつ、国内外の環境政策の立案や実施、見直し等に貢献するよう積極的に取り組む。

第3 業務運営の効率化に関する事項

1. 戦略的かつ機動的な組織の編成

独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、次の諸点に留意しつつ、適切な体制の確立を図る。

なお、体制については、絶えず検討を行い、必要に応じ見直しを行う。

- ・ 重点研究プログラムへの重点的な研究者の配置と、各研究領域における基盤的な調査・研究の充実を同時に進める体制を確保するなど、当該体制は、第2に掲げる目標を確実に達成できるものとする。
- ・ 理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とすること。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化すること。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1. 戦略的かつ機動的な組織の編成

国環研の資源を戦略的かつ機動的に活用し、独立行政法人化の要請である効率化と環境研究等の充実・強化の両立を図るため、適切な研究組織及びその支援体制等の編成を行う。

- (1) 重点研究プログラムを集中的に推進するための体制を整備する。
- (2) 基盤的な調査・研究、創造的、先導的研究及び手法開発に取り組むために必要な研究領域を置く。
- (3) 国環研内外の様々な研究の効率的な実施や研究ネットワークの形成に資するため、知的研究基盤の体制を整備する。
- (4) 環境保全に関する国内及び国外の情報の収集、整理及び提供を行う体制を整備する。
- (5) そのほか、国環研の活動を戦略的に支える企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制、コンプライアンスの徹底のための業務管理体制を再整備する。

なお、体制については、絶えず検討し、必要に応じ見直しを行い、理事長の指導のもと、独立行政法人としての自立した運営が可能な組織とする。特に管理部門については、業務の見直し、業務分担の整理等により業務の効率化を図り、研究企画・推進機能を強化する。

5年間の業務実績

(1) 重点研究プログラムを集中的に推進するため、これまでの研究組織を改組し、中期計画に基づく4つの重点研究プログラムを以下のセンター又はグループがそれぞれ担当することとし、これらの組織に研究者を重点的に配置した。

- ・地球温暖化研究プログラム …… 地球環境研究センター
- ・循環型社会研究プログラム …… 環型社会・廃棄物研究センター
- ・環境リスク研究プログラム …… 環境リスク研究センター
- ・アジア自然共生研究プログラム …… アジア自然共生研究グループ

(2) 重点研究プログラムとともに基盤的な調査・研究、創造的、先導的研究及び手法開発に取り組むため、17年度末に67室・チームあった研究組織の再編を行い、18年度より52室体制とした。また、22年度から子どもの健康と環境に関する全国調査への対応のため環境健康研究領域に2室を増やした。

(3) 知的研究基盤の整備については、環境研究基盤技術ラボラトリーや地球環境研究センター等において推進し、環境情報の収集、整理及び提供については、環境情報センターにおいて推進した。

(4) 研究所の企画・評価体制、効率的な運営や知的財産を適切に管理するための体制、広報・アウトリーチ活動を実施する広報体制の充実を図るため、2室体制であった主任研究企画官室を企画部に改組し、企画室、研究推進室及び広報・国際室の3室体制とした。また、コンプライアンスの徹底を図るため、独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針を定め（平成22年9月8日）、コンプライアンス委員会運営要領を制定し（平成22年10月6日）、さらに同委員会において、所内のコンプライアンスチェック体制を確認するとともに、法令等に基づく届出のチェック等を行った。

(5) 管理部門の業務の見直し、業務分担の整理等により、総務部総務課が担当していた科学研究費補助金等の執行管理について、平成19年度から総務部会計課に移管し、さらに、平成20年度から他の研究費とともに一括して企画部において競争的資金の一元管理を行うこととした。また、管理部門に18年度から高度技能専門員及びNIESフェローを、19年度からシニアスタッフを置き、積極的に活用した。

自己評価

第2期中期計画に基づく研究を推進する組織・体制の確立を行うとともに、重点研究プログラムへの重点的な研究者の配置と、研究の必要性に応じて環境健康研究領域に二室を増やす等、各研究領域における基盤的な調査・研究の充実を進める体制が確保できた。

絶えず業務分担の整理等について検討を行い、管理部門については企画部を中心に体制を見直し、研究企画・推進機能を強化することができた。

コンプライアンスに関しては、一層の徹底を図るため、基本方針を策定するとともにコンプライアンス委員会を設置・開催した。

2. 人材の効率的な活用

国内外の学界、産業界等から幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。

人材の活用、育成に際しては、以下の点について、配慮し、検討する。

- ・ 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進
- ・ 多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を発揮できる環境の形成
- ・ 研究者のキャリアパス及び併任制度の在り方
- ・ 多様な雇用形態の人材間の調和

管理部門については、研修制度の充実や専門的な知識・能力を有する外部人材の活用等により、事務処理能力の向上を図る。

2. 人材の効率的な活用

長期的な研究戦略及び社会ニーズに基づく戦略的・機動的な組織編成を踏まえ、人的資源の重点的配分を行うほか、国内外の学界、産業界等からの幅広く優れた研究者の登用を図ること等により、既存の人材の活性化・有効活用を含め、流動的で活性化された研究環境の実現に留意した人事管理を行い、人材の効率的活用を図る。その際、以下の点について、配慮し、検討する。

- ・ 非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かした柔軟な採用や人事交流の推進
- ・ 多様で多才な個々の研究者が意欲と能力を発揮できる環境の形成
- ・ 研究者のキャリアパス及び併任制度の在り方
- ・ 多様な雇用形態の人材間の調和
- ・ 女性研究者の積極的な採用

管理部門については、研修制度の充実や財務会計、人事、広報等の幅広い分野において高度技能専門員の積極的な活用を図るなどにより事務処理能力の向上に努める。

職務業績評価については、本人の職務能力の向上や発揮、国環研の的確な業務遂行に資するよう適宜見直しを行う。

5年間の業務実績

(1) 人材の流動性を高めつつ、研究体制の充実を図るため公募により幅広く

優秀な研究員を採用・確保するとともに、研究者を適切に配置することにより、人材の効率的な活用を行った。

(2) 環境省、国立水俣病総合研究センターとの人事交流、内閣府本府への行政実務研修員の派遣、生物多様性条約事務局への職員の派遣等外部組織との人事交流を促進し、研究環境の活性化に努めた。また、研究系職員の企画部への兼務発令を行い、外部資金、知的財産等に関する管理業務を行うことにより、研究系職員のマネジメント能力の向上に貢献した。

(3) 高度な研究能力を有する研究者や独創性に富む若手研究者等を研究系契約職員として、高度な技能を有する者を高度技能専門員として、それぞれ採用するとともに、年度末に雇用要求者との面接を行い、1年間の研究や業務の進捗等についてのコミュニケーションを図った。

(4) 若年者、女性及び外国人の能力活用等により研究活動等の基盤の強化を図るため、平成22年度に研究開発力強化法に基づく人材活用方針を策定した。

(5) 管理部門において、高度技能専門員及びN I E Sフェロー、シニアスタッフを積極的に活用するとともに、会計事務処理員を研究ユニットに派遣することにより事務処理の向上に努めた。

(6) 22年度には職務業績評価制度について、評価方法及び面接カード様式等について、より評価者が総合判断しやすいように合理化するため、改良の検討を進めた。

○ 常勤職員の採用実績

	パーマネント	任期付研究員	計
18年度	0人	11人	11人
19年度	2人	3人	5人
20年度	3人	1人	4人
21年度	5人	8人	13人
22年度	7人	12人	19人
計	17人	35人	52人

(パーマネント採用者(17人)の前職)

・任期付研究員	12人	・国立・独法研究機関	2人
・大学教員	1人	・国家公務員(人事交流)	1人
・民間企業	1人		

(任期付研究員採用者(35人)の前職)

・NIES特別研究員	9人	・NIESフェロー	2人
・NIESポスドクフェロー	9人	・大学教員	5人
・高専教員	1人	・国立・独法研究機関	4人
・外国の研究機関等	1人	・大学院生	4人

○ 常勤職員の離職状況

	パーマネント	任期付研究員	計
18年度	△11人	△8人	△19人
19年度	△5人	△1人	△6人
20年度	△5人	△2人	△7人
21年度	△11人	△8人	△19人
22年度	△6人	△8人	△14人
計	△38人※	△27人	△65人

(※うち、定年退職△22人、死亡退職△2人)

(離職者(定年及び死亡を除く)41人の離職後の勤務先)

〔パーマネント(14人)〕		〔任期付研究員(27人)〕	
・大学教員	11人	・パーマネントへの移行	12人
・国家公務員(人事交流)	2人	・特別客員研究員	1人
・外国の研究機関等	1人	・大学教員	7人
		・民間企業	1人
		・NPO法人	1人
		・不明	5人

○ 研究系職員数の推移

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
研究系職員	195人	194人	191人	185人	190人
(うち、任期付研究員)	(29人)	(31人)	(30人)	(30人)	(34人)

○ 契約職員、客員研究員等の推移

	18年度末	19年度末	20年度末	21年度末	22年度末
NIES 特別研究員	5人	9人	15人	17人	11人
NIES フェロー	23人	24人	27人	22人	25人
NIES ポスドクフェロー	81人	86人	89人	93人	105人
NIES アシスタントフェロー	30人	42人	36人	29人	23人
NIES リサーチアシスタント	31人	39人	28人	38人	40人
高度技能専門員	15人	31人	89人	105人	133人
アシスタントスタッフ	340人	359人	331人	349人	302人
シニアスタッフ	0人	2人	3人	5人	3人
派遣職員	38人	40人	34人	35人	42人
施設運転等請負従事者	100人	74人	72人	75人	74人
特別客員研究員	13人	11人	13人	13人	12人

客員研究員	232人	223人	272人	258人	245人
共同研究員	67人	78人	80人	80人	76人
研究生	106人	101人	105人	97人	101人

○ 研究系職員における外国人職員及び女性職員の占める割合

研究系職員	うち、外国人職員	うち、女性職員
190人	5人 (2.6%)	30人 (15.8%)

(22年度末現在)

○ 職務業績評価における評価結果別人数の推移

業績手当

	18年度	19年度		20年度	21年度	22年度
A評価	73人	68人	A評価	19人	19人	19人
B評価	142人	137人	B評価	58人	57人	60人
C評価	0人	0人	C評価	117人	116人	119人
計	215人	205人	D評価	0人	0人	0人
			E評価	0人	1人	0人
			計	194人	193人	198人

* 18年度、19年度は3段階評価、20年度以降は5段階評価。

昇給

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
7号俸上位 (18,19年度は4号俸特別昇給)	14人	18人	5人	5人	4人
5号俸上位 (18,19年度は2号俸特別昇給)	49人	36人	59人	60人	63人

* 上記の年度は評価実施年度であり、評価対象は当該年度の前年度の業績である。

自己評価

研究系職員の採用に関しては、公募により幅広い層から優秀な人材（採用者全員が博士号取得済み）の登用を行うとともに、任期付研究員の採用を増やし人材の流動性を高めることができた。

このほか、研究系契約職員の採用を進めるとともに、特別客員研究員・客員研究員の委嘱や共同研究員の受入れ等外部との連携を図り、全体として流動性を高め人材の活性化につながったものと考えている。

一方、研究系職員のうち外国人研究者の占める割合は2.6%、女性研究者の占める割合は15.8%にとどまっており、今後改善を図っていくものである。

平成14年度に新たに設けた高度技能専門員の雇用制度については、18年度より研究部門における高度な技能を有する業務も雇用の対象として積極的に活用することにより研究業務の効率化に貢献した。今後も本制度の積極的な活用を図っていく。

3. 財務の効率化

予算の経済的な執行を行い支出の削減に努め、第2期中期目標期間においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

さらに、文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。

3. 財務の効率化

- ・ 予算の経済的な執行を行い支出の削減に努め、第2期中期目標期間中においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。
- ・ 文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。
- ・ 受託収入（競争的な外部研究資金及び受託業務収入）については、国環研の目的、使命に良く合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。
- ・ 国環研の知的・物的能力を、業務の支障のない範囲で、所外の関係機関に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。

5年間の業務実績

- (1) 中期計画における上記の削減率に基づき毎年度遞減された運営費交付金の交付を受けて、東京事務所の廃止等経費の削減に努め、その範囲内で事業

を執行した。

人件費（退職手当、法定福利費、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）研究開発力強化法第33条の規定に基づく研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率化推進を図るために必要な人件費相当額のうち、平成17年度末における若手研究者（平成17年度末において37才以下の研究者をいう。）に係る人件費を除く、以下同じ）については、17年度における決算額から△5%削減を趣旨とする額2,137,288千円（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）に対し、22年度の執行額は、2,050,347千円であり、限度額を86,941千円下回った。

（2）給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるため、17年度の人事院勧告に基づき、勤務制度に基づく昇給制度（特別昇給と普通昇給の統合）及び職責手当の定額化等の給与規程の改正を行い、19年度から実施した。

人件費執行額（単位：千円）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	合計
総人件費 執行額	2,339,783	2,328,835	2,277,848	2,153,350	2,210,099	11,309,915
うち削減 対象分	2,186,606	2,153,026	2,099,606	1,977,339	2,050,347	10,466,924

（3）事務処理の効率化及び予算執行管理体制の充実を図るため、新たな会計システムへの更新、人事・給与システムの構築を行った（運用は23年4月から）。

（4）受託収入（競争的な外部資金及び受託業務収入）については、当中期目標期間は計17,473百万円を確保した。このうち、競争的な外部資金については、「年平均額は第1期中期目標期間中の年平均額（2,170百万円）と同等程度またはそれ以上を確保する」という目標に対し、実績の年平均額は1,928百万円と下回った。

また、国環研の保有する知的・物的資源の所外貢献として、環境標準試料等の有償分譲、特許権譲渡等を行い、これらに伴い、計69百万円の収入を得た。

(5) 契約の適正化については、競争性のある契約への移行等の取組を、「随意契約見直し計画」(19年12月)、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」(21年11月17日閣議決定)、これを受け新たに策定した「随意契約等見直し計画」(22年4月)等に基づいて行った。

(6) 保有施設等については、コンプライアンスの視点を含め管理状態、利用状況等を点検し、管理の是正や不要資産の処分を行った。

自己評価

予算の執行については、経済的な執行を行い、経費の削減に努めた。今後は、引き続き経費の削減に努めるとともに、受託収入の確保について、申請内容を精査し研究提案力の強化に努めるなど、目標達成に向けた努力を行う。

総人件費については、第2期中期目標期間において5%を超える削減を達成するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めた。今後も、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)に基づき、平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

また、契約の適正化、保有資産の見直しについては、「随意契約等見直し計画」や各種閣議決定等に基づく取組を的確に進める。

4. 効率的な施設運用

施設等の活用状況を的確に把握し、稼働状況に余裕のある施設等がある場合には、その有効活用を図るなど適切な措置を講じるとともに、計画的な施設の保守管理を行う。

4. 効率的な施設運用

- ・ 大型研究施設等については、他機関との共同利用や受託業務での利用等を含め効率的かつ計画的な利用を推進する。
- ・ 研究施設の重点的な改修を含めた計画的な保守管理を行う。
- ・ 研究体制の規模や研究内容に見合った研究施設のスペースの再配分の方法を見直すなどにより、研究施設の効率的な利用の一層の推進を図る。

5 年間の業務実績

大型研究施設等については、研究計画に沿った利用を進めるとともに他機関との共同研究での利用を推進し、効率的・計画的な利用に努めた。装置や計測機器の設置・更新に当たっては、各研究ユニットからの提案を、研究評価委員会において研究計画に照らしてその必要性・妥当性についての審査を行い、計画的・効率的な整備に努めた。

また、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）に従い、平成20年8月末をもって東京事務所を廃止した。さらに、同計画に基づき、大型実験施設等について、利用状況や成果発信に係る状況を鑑み、大型実験施設等見直し計画を策定し、奥日光フィールド研究ステーションについては研究拠点としての利用を平成20年度に廃止し、22年度に観測タワー、取水施設等の撤去を行った。また、大型レーザー・レーダー及び資源化プラントについても平成20年度に廃止、撤去し、更に、大気拡散風洞Bについては、平成20年度に施設利用を終了した。

研究施設の保守管理については、老朽化した施設の改修等を行うとともに、耐震改修工事についても計画的に行った。

研究スペースについては、スペース課金制度の改正等により研究施設のスペースの再配分方法の見直しを行い、5年間の合計で4,041㎡のスペース再配分を行う等、研究施設の有効活用を進めた。

スペース課金制度の実施状況

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
対象スペース面積	29,155 m ²	29,132 m ²	28,936 m ²	28,954 m ²	28,958 m ²
補正・控除後面積	9,902 m ²	9,655 m ²	9,729 m ²	9,849 m ²	6,764 m ²
課金徴収額	99,018 千 円	96,546 千 円	97,293 千 円	98,500 千 円	67,647 千 円
空きスペース再配分	825 m ²	802 m ²	914 m ²	572 m ²	928 m ²

自己評価

研究施設等の運用に当たっては、研究計画に沿った計画的な利用とともに、他機関との共同研究での利用の推進、所内公募と評価による機器更新など、効率的な利用に努めている。また、独立行政法人整理合理化計画棟に基づき、研究施設等の利活用状況を分析し、施設の廃止、利用停止、撤去を実施している。

研究施設の保守管理については、古いもので整備後30年以上経過しており順次老朽化施設の改修を進めているが、今後とも引き続き計画的な改修を行う必要がある。

研究施設のスペース再配分については、スペースの課金制度等により一定の成果を上げたと考える。今後とも所内スペースの一層の有効活用に努める。

今後も引き続き、研究施設の現状や利用状況、スペース配分状況を把握しつつ、大型研究施設等の効率的かつ計画的な利用を図るとともに、研究施設の適切な保守管理を行う。

5. 情報技術等を活用した業務の効率化

所内ネットワークシステムの適切な管理・運用等を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。

また、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。

- ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成19年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。
- ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。
- ・業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。

5. 情報技術等を活用した業務の効率化

所内ネットワークシステムの適切な管理・運用等を行うとともに、各種業務の効率化に資するシステムの開発等を進める。

また、研究に必要な文献等の効率的な入手のため、電子ジャーナルシステムの利用を促進する。

さらに、主要な業務・システムの最適化を実現するため、以下の事項に取り組む。

- ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を実施し、必要があれば、平成19年度末までに、業務・システムに関する最適化計画を策定する。
- ・業務・システムに係る監査及び刷新可能性調査を通じ、システム構成及び調達方式の抜本的な見直しを行うとともに、徹底した業務改革を断行し、システムコスト削減、システム調達における透明性の確保及び業務運営の合理化を実現する。
- ・業務・システムに関する最適化計画を策定する場合には、業務・システムの運営の効率化・合理化に係る効果・目標を数値により明らかにするとともに、策定した計画をインターネット等により公表する。

5年間の業務実績

所内ネットワークシステムを適切に管理・運用等を行うとともに、情報セキ

セキュリティポリシー及び実施手順等の整備を行い、情報セキュリティの確保に努めた。研究者データベースの構築など、ITを活用した各種業務の効率化に資するシステムの開発等を行った。

また、電子ジャーナルシステムの導入を進め、所内利用環境を整備した。

さらに、CIO補佐の助言を得て、システム調達における透明性の確保を進めるとともに、新しい人事・給与、会計システムの調達手続き・導入準備を進めた。

平成20年3月、「国立環境研究所コンピュータシステム最適化計画」を策定・インターネット上に公開し、これに基づく業務最適化を実施した。

自己評価

所内ネットワークシステムの管理・運用、情報セキュリティ対策、情報技術を用いた各種業務の効率化、電子ジャーナルシステムの導入、コンピュータシステム最適化計画の策定・公表、業務改革としての新システム調達については概ね当初予定どおり業務を実施できたものと考えられる。

引き続き、所内ネットワークシステムの適正な管理・運用、ITを活用した各種業務の効率化に資するシステムの開発等ITを活用した業務の効率化に努めていく。

6. 業務における環境配慮

業務に当たっては、物品及びサービスの購入・使用並びに施設の整備及び維持管理に際しての環境配慮を徹底するために、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく政府の事務及び事業に関する温室効果ガスの排出の抑制等のための実行計画に定められた目標を踏まえ、その達成を図ることや、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく物品等調達時の環境負荷低減のための取組を進めること等により、電気・ガス等の資源・エネルギー使用の削減、廃棄物の減量化、リサイクル及び適正処理の徹底、化学物質管理の強化に努めるなど自主的な環境管理に積極的に取り組む。

また、業務における環境配慮の成果を毎年度取まとめ、環境報告書として公表する。

6. 業務における環境配慮等

業務における環境配慮を徹底し、環境負荷の低減を図るため、以下の取組を推進する。

- ・物品及びサービスの購入・使用に当たっては、環境配慮を徹底する。その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品ごとの判断基準を満足する物品等を100%調達する。また、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。
- ・温室効果ガスについては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出抑制等のため実行すべき措置について定める計画に掲げられた目標を達成するとともに、一層の削減を図ることとし、平成13年度比で14%以上削減することを目標とする。
- ・資源・エネルギー使用の節約を図るため、国環研の単位面積当たりの電気・ガスの使用量を平成12年度比で20%以上削減することを目標とする。
- ・上水使用量については、実験廃水の再利用を進め、単位面積当たり平成12年度比で30%以上の削減を目標とする。
- ・廃棄物等の適正管理を進めるとともに、廃棄物等の減量化、リユース及びリサイクルを徹底する。このため、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量については、平成16年度比で25%以上、特に可燃物については40%以上の削減を目標とする。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減を図る。

- ・施設整備や維持管理に際しての環境負荷の低減の観点からの取組や、化学物質の管理の強化等自主的な環境配慮の推進に努める。
- ・業務における環境配慮については、所内に設置されている環境配慮の推進体制の下、職員の協力を得つつ必要な対策を進め、その成果を毎年取りまとめ環境報告書として公表する。

事故及び災害等の発生を未然に防止し、安心して研究等に取り組める環境を確保するため、職場における危険防止・健康障害防止の措置の徹底、安全・衛生教育訓練の推進、メンタルヘルス対策等職員の健康管理への一層の配慮等、安全衛生管理の一層の充実を図る。

5年間の業務実績

環境配慮憲章及び環境配慮に関する基本方針等に基づき、環境管理委員会及び安全管理委員会などの所内管理体制を活用し、また、平成19年度から開始した環境マネジメントシステムの適切な運用等により、環境配慮の着実な実施を図った。

物品等の調達については、グリーン購入法に基づく調達方針の下で、環境に配慮した物品及び役務の調達を100%達成した。なお、その際、政府の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に示されている特定調達物品毎の判断基準より高い水準を満足するものの調達に努めた。

温室効果ガスについては、大型施設等の計画的運転停止、冷暖房の合理化、E S C O事業等の推進等、対策を毎年度策定し実施するなど、省エネルギー対策を進めた結果、CO₂排出量は、平成22年度において平成13年度比で、30.2%の減となった。なお、東日本大震災の影響により研究所の活動が低下したことによるものも含まれている。

資源・エネルギー使用の節約については、単位面積当たりのエネルギー消費量は、平成12年度比で33.2%減となった。

上水使用量については、実験廃水の再利用を進めたことにより、単位面積当たりの上水使用量は、平成12年度比で48.4%減となった。

廃棄物等の適正管理、減量化、リユース及びリサイクルについては、廃棄物の分別収集の徹底、会議のペーパーレス化等の対策を進めた結果、処理・処分の対象となる廃棄物の発生量は、平成16年度比で47.9%減、そのうち可燃物について平成16年度比で50.8%減となった。また、分別による循環利用の用途に供される廃棄物等についても削減した。

化学物質等の適正管理については、所内ネットワークを用いた化学物質管理

システムの構築・運用・改善により薬品の貯蔵・使用の正確な実態を把握するとともに、圧縮ガスの貯蔵・使用の実態を把握し、所要の改善措置を講じた。また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、ダイオキシン類の環境排出量の届出を行うとともに、同法に基づく届出対象の基準に達しなかった化学物質についても、使用状況に関する所内調査により排出・移動量の見積りを自主的に行った。さらに、アスベスト対策については、所内に対策チームを設けて所内の状況把握等を行い、対策が必要とされた16棟のうち、平成22年度までに12棟の除去工事を実施した。環境配慮の取組状況の公表については、各年度に実施した環境配慮の取組について取りまとめるため、環境報告書を毎年作成し、ホームページ等で公表するとともに、研究所の一般公開の際に環境配慮の取組実例とあわせて紹介した。

CO₂排出量の推移

		平成 13年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
CO ₂ 排出 量	電気 (t)	9,741	9,955	9,765	9,696	9,625	9,365
	ガス (t)	11,090	7,266	6,968	6,017	5,639	5,173
	その他 (t)	35	94	58	55	54	29
	合計 (t)	20,866	17,315	16,791	15,768	15,318	14,567
	平成13年度増 減率 (%)	—	▲17.0	▲19.5	▲24.4	▲26.6	▲30.2
床面積当たりのCO ₂ 排出量 (t/m ²)		0.29	0.21	0.21	0.20	0.19	0.18
平成13年度増減率 (%)		—	▲27.6	▲27.6	▲31.0	▲34.5	▲37.9
延床面積 (m ²)		71,894	80,860	80,860	80,860	80,860	80,860

エネルギー消費量及び上水使用量

		平成 12年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
電気・ガ ス使用量	電気 (MWh)	26,733	31,110	30,512	30,301	30,079	29,264
	ガス (km ³)	3,826	3,072	2,946	2,544	2,385	2,187

エネルギー消費量	電気 (GJ)	274,013	318,878	312,748	310,585	308,310	299,956
	ガス (GJ)	172,805	138,260	132,587	114,485	107,303	98,421
	合計 (GJ)	446,818	457,138	445,335	425,070	415,613	398,377
単位面積当たりエネルギー消費量 (GJ/m ²)	7.38	5.65	5.51	5.25	5.14	4.93	
平成 12 年度増減率 (%)	—	▲23.4	▲25.4	▲28.9	▲30.4	▲33.2	
上水使用量 (m ³)	148,054	98,440	99,819	99,613	108,046	101,899	
単位面積当たり上水使用量 (m ³ /m ²)	2.44	1.22	1.23	1.23	1.34	1.26	
平成 12 年度増減率 (%)	—	▲50.0	▲49.6	▲49.6	▲45.1%	▲48.4%	
延床面積 (m ²)	71,894	80,860	80,860	80,860	80,860	80,860	

廃棄物発生量

		平成 16 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
処 理・処 分の 対象 となる 廃 棄物	可燃物 (kg)	80,600	51,135	48,439	40,851	37,010	39,661
	平成 16 年度 増減率 (%)	—	▲36.6	▲39.9	▲49.3	▲54.1	▲50.8
	実験廃液 (L)	16,519	13,474	12,362	12,102	10,894	10,922
	合計 (注3) 対平成 16 年 度 増 減 率 (%)	97,119	64,609	60,801	52,953	47,904	50,583
循 環 資 源 (kg)	廃プラスチック類	15,054	15,354	14,022	14,271	13,534	13,337
	ペットボトル	1,664	1,600	1,585	1,297	1,286	1,415
	アルミ缶	542	388	320	339	309	477
	金属くず	8,144	6,249	4,601	3,326	3,416	4,898
	機器類	2,850	1,141	427	423	374	912
	電池類	435	280	309	394	579	320
	蛍光灯	—	951	672	660	629	569

	古紙	46,528	52,139	36,048	37,568	36,313	44,082
	空き缶	5,475	4,778	4,468	3,923	3,721	3,434
	ガラスくず	1,986	1,879	1,608	1,932	1,912	1,771
	感染性廃棄物	—	20	36	83	105	106
	生ゴミ	—	8,992	9,251	8,209	8,271	7,655
	合計 (kg)	179,797	158,379	134,146	125,438	118,353	129,560
	研究所の職員数 (人)	1,006	965	1,001	1,028	1,070	1,085
	1人当たりの発生量 (kg/人・日)	0.490	0.450	0.367	0.334	0.303	0.327

注1：生ゴミについては、コンポスト化により平成17年12月より可燃物から循環資源へ区分変更

注2：循環資源は、リサイクル専門の外部業者に全量を処理委託した。

注3：処理・処分の対象となる廃棄物の合計は、実験廃液は1リットル=1kgと仮定した。

注4：職員数は、通年で勤務している人数を勤務形態等から算出した数。

注5：所内の研究及び事務活動から直接生じたものを本表の集計対象としている。

自己評価

温室効果ガスについては、排出量削減目標を達成した。

エネルギー消費量については、単位面積当たりの削減目標を達成した。

上水使用量については、単位面積当たりの削減目標を達成した。

廃棄物等の適正管理については、処理・処分の対象となる廃棄物、可燃物ともに、発生量削減目標を達成した。また、分別により循環利用の用途に供される廃棄物等の削減を図ることができた。

7. 業務運営の進行管理

研究所内の業務進行管理体制を強化し、各年度の研究計画を作成・公表するとともに、外部の専門家の評価・助言を得つつ、業務の進行状況を組織的かつ定期的に点検し、業務の効率的かつ円滑な実施のために必要な措置を適時に実施する。

また、社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。

7. 業務運営の進行管理

業務運営の適正化・効率化を図るため、以下の通り進行管理を行う。

(1) 研究の実施に当たっては、

- ・各年度ごとの研究計画を作成・公表する。
- ・第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等にリーダーを置き、研究内容の調整、進行管理等を行う。
- ・第1の1.(2)①の重点研究プログラム、中核研究プロジェクト等については、国環研内部の進行管理に加えて、外部の専門家の評価・助言を受けながら実施する。

(2) 業務運営については、毎年度自己点検・評価を実施し、その結果を年度計画に反映するなど、業務運営の改善を促進する。

(3) 社会的信頼にこたえる良質な業務の運営管理を確保するため、業務運営の改善、組織・体制の効率化等において、監査結果を一層適切に活用する。

5年間の業務実績

(1) 研究の実施に当たっては、毎年度研究計画を作成し、関係者に配布するとともにホームページで公表した。年度計画等に準拠して重点研究プログラムの着実な推進を図るため、各プログラムに中核研究プロジェクトを組織し、プロジェクトごとに定めたリーダーを中心に、研究の動向把握、進行管理等に努めた。重点研究プログラムのほか、基盤的な調査・研究活動及び知的研究基盤の整備、特別研究課題について、外部研究評価委員会による評価を毎年度受けており、評価及び意見等については、これらの調査研究の再点検及び必要な見直しに活用した。

(2) 業務運営に当たっては、理事会に加え、研究所の運営に関する重要事項を審議するためのユニット長会議、研究業務の円滑な推進を図るための研究

評価委員会等を定期的に開催したほか、目的に応じて所要の各種委員会を開催し、適切に実施した。このうち、ユニット長会議においては、ユニットごとの研究活動等の進捗状況について報告を受け、管理を行った。また、各ユニット長と理事長・理事との面接により、業務計画を作成するとともに、年度末に達成状況の評価を行い、次年度の業務計画や予算への反映を図った。さらに、業務実績報告の作成等を通じた自己点検や、独立行政法人評価委員会の指摘等を踏まえ、業務運営の改善に努めた。

(3) 監査については、毎年度の監査計画に基づき、所内業務の実施状況等についての監査を行っているところであり、監査結果を踏まえて執行管理の効率化等を図ってきている。

(4) コンプライアンスの徹底

コンプライアンスの徹底を図るため、独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針を定め（平成22年9月8日）、コンプライアンス委員会運営要領を制定し（平成22年10月6日）、さらに同委員会において、所内のコンプライアンスチェック体制を確認するとともに、法令等に基づく届出のチェック等を行った。

(5) 東日本大震災への対応

1) 大震災に関して、適時適切な種々の対応策を迅速に講じることを可能ならしめ、早急な復旧と二次災害の発生防止を図るために、理事長を本部長とする「東日本大震災対策本部」を設置した（23年3月14日）。

2) さらに、激甚な震災を被った地域の復旧・復興に協力するため「東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置するとともに（23年3月29日）、貢献活動の三本柱を次のように設定。

- ① 災害廃棄物対策
- ② 地元の環境研究所等との協働
- ③ 適時適切な情報提供で貢献

3) 国環研ホームページに「大震災関連ページ」を緊急に設け、国環研の取組状況や情報源情報などの情報提供を開始した（23年3月31日）

4) 特に、災害廃棄物に関しては、災害廃棄物関係者の知見を結集し技術的側面から支援するため、研究者・専門家ネットワークを立ち上げるとともに、災害廃棄物処理に関する環境省及び関係自治体等による対応に対して、

現場状況や関係者のニーズを踏まえた 技術情報の提供を行っている。

自己評価

業務運営全般については、理事長のマネジメント及びこれを支援するための所内各層での体制の下で、中期計画及び年度計画の遂行・進行管理に努めた。研究業務については、中期計画に沿って構成された研究計画を作成し、所内的な進行管理を行うとともに、外部研究評価の実施により、22年度及び第2期中期目標期間に係る評価を受けており、その結果を踏まえ今後の研究の一層の進展を図ることとしている。コンプライアンスに関しては、一層の徹底を図るため、基本方針を策定するとともにコンプライアンス委員会を設置・開催した。

さらに、東日本大震災に際しては、すみやかに理事長を本部長とする「東日本大震災対策本部」及び「東日本大震災復旧・復興貢献本部」を設置し、円滑な意思決定と機動的な対応に努めた。

第3期中期計画期間においても、適切な内部統制を確保しつつ、業務運営の適正化・効率化を図るため、的確な進行管理を図っていく。

第4 財務内容の改善に関する事項

第3の3「財務の効率化」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を行う。

また、健全な財務運営と業務の充実の両立を可能とするよう、交付金の効率的・効果的な使用はもとより、受託収入（競争的な外部研究資金及び受託業務収入）については、国環研としての主体性を保つため、国環研の目的・使命によく合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部研究資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。

第3 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 予算 | 平成18年度～平成22年度収支予算 |
| (2) 収支計画 | 平成18年度～平成22年度収支計画 |
| (3) 資金計画 | 平成18年度～平成22年度資金計画 |

第4 短期借入金の限度額

第4-2 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

第5 前項に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

第6 剰余金の使途

5年間の業務実績

予算等について、中期計画に従い適切に執行した。財産の処分については、処分に関する計画に基づき、22年度に奥日光フィールド研究ステーションの観測塔等の撤去を行った。

18年度～22年度予算の執行状況

(単位：千円)

区 分	18年度 予算額	19年度 予算額	20年度 予算額	21年度 予算額	22年度 予算額	合計
運営費交付金	9,615,684	9,680,365	9,675,216	9,292,205	12,127,614	50,391,084
業務経費	6,154,491	6,200,643	6,118,133	5,972,472	8,571,330	33,017,069
[内訳]						
衛星観測経費	636,219	714,795	664,713	631,477	696,421	3,343,625
エコチル調査	-	-	-	-	2,944,612	2,944,612
その他	5,518,272	5,485,848	5,453,420	5,340,995	4,930,297	26,728,832
人件費	2,918,741	2,951,228	3,042,188	2,818,087	3,067,546	14,797,790
一般管理費	542,452	528,494	514,895	501,646	488,738	2,576,225
受託経費等	3,815,887	3,739,960	3,630,990	3,477,836	3,108,039	17,772,712
施設整備費	414,887	1,111,870	785,567	651,046	372,308	3,335,678
設備整備費	-	-	-	1,103,614	-	1,103,614
合 計	13,846,458	14,532,195	14,091,773	14,524,701	15,607,961	72,603,088

区 分	18年度 執行額	19年度 執行額	20年度 執行額	21年度 執行額	22年度 執行額	合計
運営費交付金	8,970,614	9,418,341	9,240,727	9,069,138	12,464,361	49,163,181
業務経費	5,666,533	6,232,569	5,984,362	6,135,228	9,174,110	33,192,802
[内訳]						
衛星観測経費	367,892	696,064	749,512	730,748	844,986	3,389,202
エコチル調査	-	-	-	-	2,289,031	2,289,031
その他	5,298,641	5,536,505	5,234,850	5,404,480	6,040,093	27,514,569
人件費	2,811,847	2,739,241	2,821,013	2,484,333	2,782,812	13,639,246
一般管理費	492,234	446,531	435,352	449,577	507,439	2,331,133
受託経費等	3,873,243	3,672,541	3,654,089	3,427,214	3,148,127	17,775,214
施設整備費	414,887	825,525	668,400	549,504	297,647	2,755,963
設備整備費	-	-	-	1,103,614	-	1,103,614
合 計	13,258,744	13,916,407	13,563,216	14,149,470	15,910,135	70,797,972

注) 受託経費等の予算額は収入額を、施設整備費の予算額は執行可能額を示す。

18年度においては、この表の他に、臨時利益として損害保険金受取138,636千円及び災害復旧費133,339千円がある。20年度においては、この表の他に、災害復旧費1,169千円がある。

自己評価

中期計画に従い、適切に執行できた。

第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

3. 財務の効率化

- ・ 予算の経済的な執行を行い支出の削減に努め、第2期中期目標期間中においては、運営費交付金に係る業務費のうち、毎年度業務経費については1%以上、一般管理費については3%以上の削減を目指す。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。
- ・ 文書の電子化の更なる推進や会計処理等の事務の効率化に資する新たなシステムの導入、業務・事務フローの点検等により、事務処理の迅速化・効率化に努める。
- ・ 受託収入（競争的な外部研究資金及び受託業務収入）については、国環研の目的、使命に良く合致した資金であるか否かを吟味した上で、その確保に努め、着実な運営に努めることとする。特に、競争的な外部資金の第2期中期目標期間中の年平均額は、第1期中期目標期間中の年平均額と同等程度またはそれ以上を確保する。このため、競争的な外部研究資金の獲得を促進する方策を講じることとする。
- ・ 国環研の知的・物的能力を、業務の支障のない範囲で、所外の関係機関に対して提供して収入を得ること等により、円滑な財務運営の確保に努める。

5年間の業務実績

第3の3「財務の効率化」に前掲

自己評価

第3の3「財務の効率化」に前掲

第5 その他業務運営に関する重要事項

1. 施設及び設備に関する計画

良好な研究環境を維持するため、施策及び設備の老朽化対策を含め、業務の実施に必要な施設及び設備の計画的な整備に努める。

第7 その他の業務運営に関する事項

1. 施設・設備の整備及び維持管理

業務の質の向上に必要な施設・設備を効率的かつ計画的に整備するとともに、保有する施設・設備の効率的な維持管理を行う。

平成18年度から平成22年度内に維持管理等を行う施設・設備は次のとおりである。

施設・設備の内容	予定額 (百万円)	財源
【施設】 廃棄物・廃水処理施設実験廃液タンク更新等 水環境保全再生研究ステーション中央制御盤更新等	322 50	施設整備費補助金 施設整備費補助金
【設備】 〈建築〉 外壁等改修	504	施設整備費補助金
〈電気設備〉 受電設備更新	701	施設整備費補助金
〈機械設備〉 老朽配管、空調設備等更新	843	施設整備費補助金
【撤去等】 〈奥日光フィールド研究ステーション観測塔等〉	50	施設整備費補助金

(注) 上記のほか、業務の実施状況及び老朽度合等を勘案して、施設・設備の整備等を行うことができる。

5年間の業務実績

中期計画に基づき、施設・設備の改修を行った。また、耐震診断の結果、耐震改修が必要と判断された建物が16棟あり、うち9棟の改修を行った。

第2期中期計画期間における主な施設・設備の整備状況は以下のとおりである。

【施設】

廃棄物・廃水処理施設一般个体焼却炉スプレー塔更新その他工事

【設備】

<建築工事>

動物実験棟外壁改修その他工事

動物実験棟耐震改修工事

研究本館Ⅰ耐震改修工事

水環境実験施設他耐震改修その他工事

研究本館Ⅱ他耐震改修その他工事

<電気設備工事>

研究Ⅰ棟（研究1棟、計測棟）受変電設備更新工事

研究Ⅱ棟・水環境実験施設受変電設備更新工事

生物環境調節実験施設他受変電設備更新工事

大気化学実験棟他受変電設備更新工事

<機械設備工事>

研究本館Ⅰ他空調設備更新その他工事

研究本館Ⅱ他老朽配管更新その他工事

【撤去等】

奥日光観測タワー・取水施設等撤去工事

※建築工事・電気設備工事・機械設備工事については、1件1億円以上のものを記載した。

自己評価

中期計画に基づき施設・設備の改修等を行ったが、古いもので整備後30年以上経過し、施設の老朽化が進んでいることから、今後とも引き続き改修が必要である。

また、耐震改修工事を中期計画の途中から実施してきているが、改修工事未了の建物についても工事が必要である。

2. 人事に関する計画

非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かし、多様な人材の採用及び活用を図るため、人事制度の見直しを行う。

また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費削減の取組を行うとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

2. 人事に関する計画

(1) 方針

非公務員型の独立行政法人としてのメリットを活かしつつ幅広く優秀かつ多様な人材の確保を図るとともに、人材の重点的、機動的配置等により、国環研の能力を高め、最大限の力が発揮できるように努める。また、「行政改革の重要方針」（平成17年12月24日閣議決定）及び「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律」（平成18年法律第47号）を踏まえ、第2期中期目標期間において人件費を5%以上削減する。ただし、以下により雇用される任期付職員の人件費については、削減対象から除く。

- ・競争的研究資金または受託研究もしくは共同研究のための民間からの外部資金により雇用される任期付職員
- ・国からの委託費及び補助金により雇用される任期付研究者
- ・運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題（第三期科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において指定されている戦略重点科学技術をいう。）に従事する者及び若手研究者（平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。）

また、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進める。

(2) 人員に係る指標

任期付研究員の採用に引き続き努め、中期目標期間中の研究者総数に占める任期付研究員の割合を13%程度とする。

(参考1) 1) 期初の常勤職員数 272人
2) 期末の常勤職員数の見込み 282人

(参考2) 中期目標期間中の人件費総額
中期目標期間中の人件費総額見込み11,023百万円

但し、上記の額は、総人件費改革において削減対象とされた人件費の範囲（役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、休職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲から総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等の人件費を除いた額）の費用である。

なお、上記の削減対象とされた人件費に総人件費改革の取組の削減対象外となる任期付研究者等に係る人件費を含めた総額は、11,767百万円である。（国からの委託費、補助金、競争的研究資金及び民間資金の獲得状況等により増減があり得る。）

5年間の業務実績

(1) 人材の流動性を高めつつ、研究体制の充実のため、公募により幅広く優秀な研究員を採用・確保するとともに、研究者を適切に配置することにより、人材の効率的な活用を図った。

(2) 人件費（退職手当、法定福利費、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成20年法律第63号）研究開発力強化法第33条の規定に基づく研究開発能力の強化及び国の資金により行われる研究開発等の効率化推進を図るために必要な人件費相当額のうち、平成17年度末における若手研究者（平成17年度末において37才以下の研究者をいう。）に係る人件費を除く、以下同じ）については、17年度における決算額から△5%削減を趣旨とする額2,137,288千円（人事院勧告を踏まえた給与改定分を除く）に対し、22年度の執行額は、2,050,347千円であり、限度額を86,941千円下回った。

(3) 給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めるため、17年度の人事院勧告に基づき、勤務制度に基づく昇給制度（特別昇給と普通昇給の統合）及び職責手当の定額化等の給与規程の改正を行い、19年度から実施した。

年度末人員と任期付研究員の割合

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
常勤職員数	250人	244人	242人	239人	252人
うち研究者 総数	195人	194人	191人	185人	190人

うち任期付 研究員数	29人	31人	30人	30人	34人
研究者総数 に占める任 期付研究員 の割合	14.9%	16.0%	15.7%	16.2%	17.9%

人件費執行額（単位：千円）

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
総人件費執 行額	2,339,783	2,328,835	2,277,848	2,153,350	2,210,099
うち削減対 象分	2,186,606	2,153,026	2,099,606	1,977,339	2,050,347

自己評価

公募により幅広く研究系職員の採用を行ったほか、国内外の大学、研究機関等から特別客員研究員、客員研究員を委嘱・招へいした。

総人件費については、第2期中期目標期間において5%を超える削減を達成するとともに、給与構造改革を踏まえた給与体系の見直しを進めた。

今後も、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）に基づき、平成18年度から5年間で5%以上を基本とする削減等の人件費に係る取組を23年度も引き続き着実に実施するとともに、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

巻末補足資料 1 利用件数の集計方法に関する補足説明

(12 ページ、14 ページ関係)

1. 「環境に関する総合的な情報の提供 (p 12)」及び「環境研究・環境技術に関する情報の提供 (p 14)」においては、サイトの利用件数に関し、「平成17年度の方法」と「平成22年度の方法」の二通りの集計方法を示している。
2. 「平成17年度の方法」は、第2期中期計画策定時(平成17年度)に用いていた方法で、ウェブサイトに対するアクセス件数をそのまま集計する方法である。
3. 「平成22年度の方法」は、平成19年度に立ち上げた「環境研究技術ポータルサイト(現 環境展望台)」において用いている方法で、グーグルやヤフーなどの検索サイトが運用する検索エンジンによる機械的アクセスを除いて集計する方法である。これにより、より利用実態に近い値が得られるものと考えている。なお、平成17年度の方法と平成22年度の方法による利用件数の関係は次のとおりである。

平成22年度の方法による利用件数

= 平成17年度の方法による利用件数 - 検索エンジンによる機械的アクセス件数

1. 第2期中期計画（平成17年度策定）においては、「環境に関する総合的な情報の提供」に係る数値目標設定の前提としていたのは、当時、国立環境研究所が事業主体となり（財）環境情報普及センターが運用していたウェブサイトであるE I C ネット（Environmental Information & Communication Network。研究情報のみならず官民学の幅広い環境情報のネットワークを指向していた。）を発展させることであった。そのため計画の数値目標は同サイトの17年度の利用件数をもとに、それを中期目標期間中にどこまで発展させるかの目標を設定したものである。
2. その後、E I C ネットのように既に民間で展開が可能な状況となったものは民間に委ねるべきとの議論から、平成19年12月24日に閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」において、「平成19年度中に、E I C ネットについて国立環境研究所としての情報提供業務を廃止する」とされた。
3. これを受けて国立環境研究所は平成19年9月をもってE I C ネットから撤退し、E I C ネットに対して国立環境研究所が供給していた研究情報、技術情報などをベースとした新たな環境情報の提供サイトとして「環境研究技術ポータルサイト」を立ち上げ、平成22年度からはそれをさらに発展させた「環境展望台」を運営している。
4. 以上のように、この数値目標については、計画策定時に前提としていたE I C ネット事業から国立環境研究所が撤退し、計画期間中に新たな情報サイトを一から立ち上げたという経緯を捨象して、E I C ネットと現在の環境展望台とを比較をして数値目標非達成と単純に記述していることに注意をお願いしたい。

5. これらの経緯を整理して下図に示した。なお、新たに立ち上げた環境研究技術ポータルサイトについて利用件数を見ると、平成22年度の利用件数は約76万件であり、平成19年度の約25万件に比べて3倍の件数となっている。

